

## あいサポートファイルとっとり

知的障がいのある子を持つ親や家族、支援者の会「鳥取県手をつなぐ育成会」が中心となって取組みを進めています。

障がいのある人の生育歴やサポート、ケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるファイル形式の記録ノートです。

「記録」「保管」「活用」するファイルとして、本人に関するさまざまな情報(接し方、特徴など)、支援の方法、これまでの相談機関や支援機関をまとめることができます。

また、別冊「手をつなぐ」は、親亡き後、子どもを託す後見人等に引継ぐために、親の考えや思いを記録することができます。

このファイルは障がいの種別に関係なく幅広く活用できる、親・支援者が元気なうちに、わが子を段階的に託していくための引継書となっています。

### 本人向け 「あいサポートファイルとっとり」

- プロフィールブック  
サポートマップ、基本事項、家系図、医療情報、福祉支援情報、生育歴、所属歴など
- 支援ブック  
わたしの思い、保護者の願い、生活シート、日常生活の過ごし方など
- 成長の記録  
本人の歩み、生活の記録、将来の希望、進路先への引継ぎ事項、就労の記録など



### 保護者向け 「手をつなぐ」(別冊)

- 親の考えや思いの記録  
成年後見制度の利用、子の財産、生命保険、交遊関係、親族の連絡先、子の所有財産の保全、親の資産・葬儀など



### 相談員

知的障害者相談員…各市町村に配置されていますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。

### 各地区育成会

育成会	所在地(事務局)	TEL	FAX
鳥取市手をつなぐ育成会	鳥取市富安2-96 鳥取市社協内	0857-27-3338	0857-24-3022
米子市手をつなぐ育成会	米子市錦町1-139-3 米子市社協内	0859-23-5490	0859-23-5495
倉吉市手をつなぐ育成会	倉吉市福吉町1400 倉吉市社協内	0858-23-5600	0858-22-5249
境港市障がい児者育成会	境港市竹内町40 境港市社協内	0859-45-6116	0859-45-6146
東部心身障害児者育成会	八頭郡智頭町智頭1970-24 春摘暢仁方	0858-75-2867	0858-75-2867
中部手をつなぐ育成会	東伯郡北栄町瀬戸187 フレンズ内	0858-37-5571	0858-37-5571
西部手をつなぐ育成会	西伯郡大山町上野182 山根淳方	0859-53-3804	0859-53-1257

## 一般社団法人 鳥取県手をつなぐ育成会

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5

TEL 0857-59-6344 FAX 0857-59-6341

E-mail tori-iku@tottori-wel.or.jp

令和3年2月発行

年金

給付

手当

免除

割引

のご案内

こんなことを感じたことはないですか？



鳥取県手をつなぐ育成会では、知的障がいのある皆さまがさまざまな給付・手当等をもれなく利用できるように「障がいのある方のよりよい暮らしのために2021年版」\*を参考に、主なサービスや問合せ先等をまとめたパンフレットを作成しましたのでご活用ください。

\*「障がいのある方のよりよい暮らしのために」とは

障がいのある方への生活支援・医療・施設利用などのサービスや制度、相談機関や関係施設の名簿などをわかりやすくまとめた冊子です。毎年、鳥取県障害者就労事業振興センターより発行されています。

冊子をご覧になるには

○鳥取県障がい福祉課ホームページ

<http://www.pref.tottori.lg.jp/shougai-fukushi/>

○購入(1冊591円)…県内の今井書店、福祉の店で購入できます。

購入の  
問合せ先

特定非営利活動法人 鳥取県障害者就労事業振興センター  
住所:米子市東福原1-1-45 電話番号:0859-31-1015



一般社団法人 鳥取県手をつなぐ育成会

# こんな年金・給付・手当等が利用できます

種類	内容	お問い合わせ先
障害基礎年金	○1級:年額977,125円 2級:年額781,700円(令和2年4月現在) ※療育手帳の等級とは異なります。※物価や賃金などの変動に応じて毎年見直しが行われます。	市町村国民年金担当課 各年金事務所(鳥取、倉吉、米子)
特別障害者手当	○月額27,350円(2、5、8、11月に支給) ※所得制限あり(毎年、所得状況の調べがあります) ※療育手帳とは異なる基準で認定されます。 ※重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方が対象	市町村福祉担当課 中・西部総合事務所の 各福祉保健局
心身障害者 扶養共済制度	○掛金:保護者の加入時の年齢により異なります。 ○年金額:1口につき月額20,000円(2口まで加入可) ※療育手帳が必要	市町村福祉担当課 県障がい福祉課
障害児福祉手当	○月額14,880円(2、5、8、11月に支給) ※所得制限あり(毎年、所得状況の調べがあります) ※療育手帳とは異なる基準で認定されます。 ※重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の方が対象	市町村福祉担当課 中・西部総合事務所の 各福祉保健局
特別児童扶養手当	○1級:月額52,500円 2級:月額34,970円(4、8、11月に支給) ※所得制限あり(毎年、所得状況の調べがあります) ※療育手帳とは異なる基準で認定されます。 ※身体や精神に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者等が対象	市町村福祉担当課 県障がい福祉課
特別医療費助成制度	○重度の障がいのある方が保険医療を受けた場合、自己負担部分が助成されます。 ※世帯、ご本人の所得に応じた助成の制限があります。	市町村特別医療担当課
自立支援給付	○社会で自立した生活を送るために必要な支援(サービス)を受けることができます。「介護給付」「訓練等給付」等があります。 ●「介護給付」…日常生活における支援 ●「訓練等給付」…主に就労に向けた支援	市町村
所得税控除	〈療育手帳A〉 ○特別障害者控除 40万円	〈療育手帳B〉 ○障害者控除 27万円 税務署
個人住民税控除	〈療育手帳A〉 ○特別障害者控除 30万円	〈療育手帳B〉 ○障害者控除 26万円 市町村税務担当課
自動車税種別割	〈療育手帳A〉 ○45,000円(上限) ●障がいのある方と生計同一の方等が運転する場合は、障がいのある方が利用する場合に限ります。 ●使用目的の条件あり。「生計同一証明書」等が必要。	〈療育手帳B〉 ○対象外 県税事務所
自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割	〈療育手帳A〉 ○250万円×税率(上限) ●使用目的の条件あり。「生計同一証明書」等が必要。	〈療育手帳B〉 ○対象外 東部県税事務所
軽自動車税種別割	〈療育手帳A〉 ○各市町村の条例によって定められています。	〈療育手帳B〉 ○対象外 市町村税務担当課
JR・智頭急行・ 若桜鉄道等 旅客運賃	○第1種の療育手帳をお持ちの方:本人及び同行の介護者(1名まで)に適用 ●普通乗車券、定期乗車券、普通回数乗車券、普通急行券が5割引(片道ずつ) ○第2種の療育手帳をお持ちの方:本人のみに適用 ●普通乗車券が5割引(片道ずつ)	JR各駅 智頭急行各駅 若桜鉄道各駅
航空運賃(国内線)	○航空会社により割引率が異なります。 ●搭乗時の年齢が満12歳以上で、療育手帳をお持ちの方、および、同一便に搭乗される満12歳以上の介護者の方(1名まで)	各航空会社
バス料金	○5割引(10円単位に切上げ) ●療育手帳に「バス介護」の表示あり:本人及び同行の介護者(1名まで)に適用 ●療育手帳に「バス介護」の表示なし:本人のみ適用	日ノ丸自動車 日本交通
タクシー運賃	○10%引き	県内各タクシー会社
有料道路の通行料金	○約5割引 ●A判定の療育手帳の所持者が乗車し、介護者が運転する場合に適用(1台に限る、ETC申請可)	市町村担当課 西日本高速道路株式会社中国支社料金課
携帯電話料金割引	○月々の基本使用料の割引が受けられます。会社によっては各種サービスの月額使用料等が割引となります。	各携帯電話会社
県立・市・町立施設の 利用料の減免	○本人とその介護者の使用料が減免されます。 ●各施設の減免基準によります。	各施設

※これら以外にもさまざまな手当等があります。詳しくは「よりよい暮らしのために」をご覧ください。

## 鳥取県手をつなぐ育成会 保護者互助会

本人の入院に対し、付添い介護を必要とする場合の諸費用の援助等を行います。

### 加入できる方

鳥取県手をつなぐ育成会の正会員の方が、各施設保護者会(家族会)または各地区育成会を通して加入します。

### 入会金

10,000円

### 掛金

12,000円/年

### 保障期間

毎年4月1日～3月31日までの1年間

### 給付内容

#### 付添い介護料

- 家族・施設職員等……………8,000円/日
- 付添い介護者を雇用した場合  
……………10,000円/日

#### 入院見舞金

- 20,000円  
(付添いを伴わない15日以上入院)

#### 弔慰金

- 30,000円

#### 脱会一時金

- 30,000円

### 問い合わせ先

一般社団法人 鳥取県手をつなぐ育成会

